

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営</p> <p>【原文】 「【評定】 中期目標の達成状況が<u>不十分</u>である」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】 中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である」</p> <p>【理由】 (1) 過年度評価において複数回指摘された事項「個人情報の不適切な管理（平成22・26年度評価）」及び「研究活動における不正行為（平成22・26年度評価）」についてはこの事実を真摯に受け止め、別紙1のとおり再発防止の取組を行っており、以降は同様のインシデントは発生しておらず、第2期中期目標期間の6年間で総合的に評価すると十分改善できている点。 特に、「研究活動における不正行為」のうち、平成26年度に発覚した「学位論文不正事案」について、問題となった当事者は長期にわたり東京大学に在籍して研究活動を行っていた者であり、平成14年3月に本学が行った博士学位の論文審査の根拠となった論文は、当事者が東京大学で行った研究に基づいて記載されたもので、その後、東京大学での論文不正が発覚し、当該論文が取り消され、これに伴って本学でも平成14年3月に行った学位授与を取り消したも</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 過年度評価において複数回指摘された事項に関しては、平成27年度末時点で改善されていると認められる場合であっても、第2期中期目標期間中に同様の案件で2回以上指摘されており国立大学法人の信用を著しく失墜させた事案として、信頼回復に向けた法人の努力を促す観点から改善すべき点として指摘するとともに、これを踏まえて中期目標期間全体の状況を勘案し、評定を判断しているため。</p>

のであり、また、本学の論文審査は、提出された論文の新規性や科学的価値、論文提出者の研究推進能力や論文作成能力を評価し、併せてねつ造・改ざんの有無等の審査も行った上で学位を授与したものである。

不正の有無等が判断できなかった理由については、別紙2（4.その他）に記載したとおりであったことから、対応策として次の取組を行い、再発防止に努めている。

- ①不正防止対策セミナーの実施
- ②剽窃防止ソフトによるチェック体制の強化
- ③博士学位申請時における不正がない旨の誓約書提出

（2）第2期中期目標期間評価では「Ⅲが5つ、Ⅳが4つ」「【評定】（理由）中期計画の記載9事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と記載され、本学における全ての業務実績において高い評価をいただいている点。

また、平成27年度評価では、「順調」と評価され、その理由として「平成26年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が行われていることを総合的に勘案したことによる。」と記載されており、中期目標・中期計画期間を通じて総合的に評価するとされている本制度において、期間終了時に“改善された事項”として評価されたものを、過去に指摘があったことをもって「不十分」と評価するものではないと思慮される点。（別紙3参照）

以上の2点から、中期目標・中期計画期間の実績を総合的に評価するという観点から、評定結果について【おおむね良好】の評価に変更いただきますよう、意見を申し立てます。

「個人情報の不適切な管理」及び「研究活動における不正行為」の改善に向けた取組について

○「個人情報の不適切な管理（平成 22・26 年度評価）」

平成22年度の事案は、Webサーバ上に一般ユーザとしての教員が不適切なコンテンツ（成績情報）を置いたことが原因であり、Webサーバ自体のソフトウェアや設定内容に異常は見られなかったものである。

発生後には、再発防止や情報セキュリティポリシー順守状況の確認・指導の観点から、当該部局を含む全部局に対して助言型内部監査を実施した。

助言型内部監査は、直接部局の管理者を訪問して部局内での情報セキュリティ活動の確認を行うものであり、監査時には情報セキュリティ教育やポリシー周知の徹底などを行ってもらうよう依頼するとともに、管理者からの相談があれば、管理や取組の方法等についてアドバイスを行っているものである。

一方、一般ユーザである教職員に対しても、情報セキュリティセミナー等を開催しており、これらの結果、現在に至るまで、同様のインシデントは発生していない。

平成 26 年度の事案は、プリンタ管理画面の設定が不適切であったため、外部から閲覧できる状態になっていたものである。

これに関しては、プリンタ導入時の設定方法を周知・徹底するとともに、多重防御策としてサーバの外部公開を許可制とし、無許可のサーバやプリンタ等が外部に公開されないよう徹底している。

この案件についても、現在に至るまで同様のインシデントは発生していない。

○「研究活動における不正行為（平成 22・26 年度評価）」

平成22年度の事案は、本学元院生の発表した論文を用いて、同講座の元院生が3編の盗用論文を発表したとの通報があった。

この通報後には、種々の対応を行った後「徳島大学研究論文に関する調査委員会」を設置し調査を行った結果、盗用論文と認定し、次の対応を行った結果、現在に至るまで同様のインシデントは発生していない。

①調査結果の公表

- ・記者会見発表、本校ホームページ掲載

②研究不正等の防止について

- ・教育研究評議会（H22.9月開催）周知、学長名で各部局長宛周知（H22.9月）

③処分について

- ・指導教授「訓告」処分（H22.9月付け）※学生指導が不十分
- ・本校ホームページ掲載「研究不正（盗用論文）に係る処分について」

平成 26 年度の事案は、別紙2のとおりであり、発生後には、次のとおり再発防止策として次の取組を行った結果、現在に至るまで同様のインシデントは発生していない。

① 不正防止対策セミナーの実施

② 剽窃防止ソフトiThenticate（アイセンティケイト）の導入（全教員宛に周知）

③ 博士学位の申請時においては、申請者に対して不正がない旨を誓約させるとともに、主任（指導）教授による剽窃防止ソフトによる調査を義務化

平成 26 年度「学位論文不正」事案について

【概要】

平成 14 年 3 月 28 日に徳島大学が授与した「博士（医学）」の学位について、東京大学における論文データ不正に関する徳島大学大学院医学研究科における確認、並びに東京大学の調査結果を受け、学位授与の前提となる論文が事実上なくなったこと、並びに、科学的に不適切な図を含む論文をもって学位申請した行為に問題があることから、徳島大学が授与した「博士（医学）」の学位を取り消したものである。

1. 取消決定日

平成 26 年 12 月 22 日（月）

2. 内容

当事者から徳島大学に学位申請があり、論文審査等の必要な手続きを経て平成 14 年 3 月 28 日に「博士（医学）」の学位を授与した。

しかし、平成 26 年に学位授与の根拠となった論文が、東京大学分子細胞生物学研究所における論文データの不正に関連したものであることが判明したため、本学大学院医学研究科内に論文調査委員会を設置し検討した結果、当該博士論文の掲載誌（Molecular and Cellular Biology）2014 年 3 月発行第 34 巻第 5 号 916 頁に当該論文の撤回記事を掲載されたこと、並びに東京大学が平成 26 年 8 月 1 日に実施した記者会見「東京大学分子細胞生物学研究所における論文不正に関する調査報告（第一次）」での公表資料に「論文に捏造、改ざんが認められる」との記載があることから、徳島大学学位規則第 18 条に規定する「不正の方法により学位の授与を受けた」と判断し、平成 26 年 12 月 22 日に当該学位を取り消したものである。

3. 再発防止策

正規の手続きを経て学位を授与した学位論文に不正が発覚し、規則に基づいて学位を取消するという事実に鑑み、今後は、学内において研究倫理についての指導や講習会等を通じて、研究不正等に関する防止対策をさらに充実させるとともに、剽窃ソフト等を活用し、審査対象博士論文の盗用等のチェックを行うこととした。

4. その他（論文審査でデータ不正等の判断できなかった理由）

- ・ 世界的に高名でレベルの高い学術雑誌において、著者と同じ分野の専門家の厳しいピア・レビューを受けた論文であれば、学位論文審査過程での学術雑誌のピア・レビュー以上の審査は難しく、ピア・レビュー以上に不正を見つけ出すことは極めて困難であったと思われること。
- ・ それぞれの分野の専門家が極めて特殊な範囲の深い内容について研究を行っている場合には、その領域の医学専門家といえども、特殊な範囲の深い内容の研究に関して学位論文審査の過程で、研究データの捏造や改ざんを見抜くことは非常に困難であったと思われること。
- ・ 本件に係る学位審査当時、学位論文の審査は性善説で行われており、審査に当たって、論文に使用されている図表等を拡大したり、コピーアンドペーストなどの不正操作のチェックは行っていなかったこと。

評価結果で見る妥当性

◎本学が【(4)その他業務運営】について、申立(「不十分」⇒「おおむね良好」)に修正願いたいと考える理由。

次のとおり、第2期中期目標期間評価では「Ⅲ5つ、Ⅳ4つ」と評価され【評定(理由)】においても高評価をいただき、本学における全ての業務実績で高い評価となっている。また、平成27年度評価では「Ⅲ8つ、Ⅳ1つ」(順調)と、高評価となっている点。

【確定評価】第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果(原案)

Ⅱ 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等、②安全管理、③法令遵守

【評定】中期目標の達成状況が不十分である。

(理由) 中期計画の記載9事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、過年度評価において複数回指摘された事項があったこと等を総合的に勘案したことによる。

(改善すべき点)

○過年度評価において複数回指摘された事項

個人情報の不適切な管理(平成22・26年度評価)及び研究活動における不正行為(平成22・26年度評価)について、評価委員会が課題として指摘していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止と情報セキュリティマネジメントの強化に向けた積極的な取組を実施することが求められる。

【記載9事項】

・施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1 Ⅲ 【24】①共用施設の有効利用を図るため、使用状況を把握・評価するシステムを確立する。
- 2 Ⅲ 【25】②設備の有効利用を図るため、汎用性の高い設備を共用化する。
- 3 Ⅳ 【26】①老朽化、バリアフリー化等の観点とともに、特色ある教育・研究及び先端医療に対応したキャンパス環境の改善整備を行う。
- 4 Ⅲ 【27】②施設の点検評価を実施し、施設の有効活用とプロジェクト型研究のための共用スペースや大学院生のためのスペースを創出する。

・安全管理に関する目標

- 5 Ⅳ 【28】①安全衛生スタッフの能力向上と職員、学生の安全衛生に対する意識向上を行う。
- 6 Ⅳ 【29】②職員・学生の「心の健康」の保持・増進に重点を置いた取り組みを行う。
- 7 Ⅳ 【30】予防的観点に着目したリスクマネジメント体制等を構築する。

・法令遵守に関する目標

- 8 Ⅲ 【31】①法令及び規則等の遵守に関するシステム等を整備するとともに、規則等と運用との実態を検証し、改善する。
- 9 Ⅲ 【32】②業務の妥当性、効率性を確保するため、業務処理体制の検証と内部監査機能等を充実する。

※参考

【年度評価】平成27年度に係る業務の実績に関する評価結果

Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等、②安全管理、③法令遵守

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。

(理由) 年度計画の記載9事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、平成26年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。